

犬の登録と 狂犬病予防注射を お忘れなく

生後91日以上の子犬を飼育している方には、犬の登録（生涯1回）と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

市では、次の日程で登録と集合注射を行います。

法律で定められている犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着用してご来場ください。
犬の登録が済んでいる場合
予防注射のみ行います。
持ち物
愛犬手帳、案内はがき

集合注射料金 3500円
犬の登録をしていない場合
会場登録の手続きをし、予防注射を受けてください。

登録料金 3000円
集合注射料金 3500円

令和3年度 犬の登録と狂犬病予防注射日程表		
月 日	場 所	時 間
4月6日（火）	板戸区集会所	9：30～9：50
	原田区駐車場	10：10～10：40
	外浦区集会所	11：00～11：20
	柿崎公民館	13：00～13：30
	須崎漁協	13：50～14：20
4月7日（水）	蓮台寺公会堂	9：30～10：00
	河内公会堂	10：15～10：45
	稻生沢公民館	11：00～11：30
	旧本郷公民館	13：00～13：30
	中一区集会所	13：40～14：00
	賀茂保健所	14：15～14：45
4月8日（木）	田牛バス停横	9：30～9：45
	朝日公民館	10：00～10：40
	大賀茂公会堂	11：00～11：40
	市民文化会館駐車場	13：30～15：00
4月9日（金）	落合1号橋サウナ・リフト	9：30～9：45
	須原区民会館	10：00～10：20
	基幹集落センター	10：35～11：10
	北湯ヶ野集会所	11：30～11：50
	横川・千代田屋前	13：40～14：00
	加増野バス停横	14：15～14：30

集合注射での注意事項

お住まいの地区に関係なく、どの会場でも受けられます。お釣りのないようにご用意ください。

逃走等を防ぐため、首輪やリードをしてください。

犬を制御できる方が、会場に連れてきてください。

犬のフンの後始末をしてください。

会場登録が困難な犬（噛み癖がある等）や、期間中のご来場が難しい場合は、動物病院等で予防注射を受けてください。

雨天でも実施しますが、警報発令や災害等により、事前通知することなく中止する場合があります。

動物病院で受ける場合

愛犬手帳、案内はがきを持参の上、予防注射を受けてください。

市内の動物病院（下田動物病院・宮川動物病院）と、近隣町の獣医師会加入病院（南伊豆動物病院）では、予防注射を受けた場合「狂犬病予防注射済票」の同時交付を行っています。

※注射済票が交付されない市外の病院で接種した場合は、

皆さんもできることから始めませんか？

悩んでいる人に気づいたら、まず「眠れていますか？」「最近、元気がないけど、何かあったの？」など、温かい声をかけてください。

そして、ゆっくり話を聴き、必要に応じて相談窓口を紹介してください。

こころの健康について学んでみませんか？

市では、3月1日（月）から3月31日（水）の期間、市立図書館でこころの健康につながる関連本を集めたコーナーを設置しています。ぜひお立ちよりください。

全国では1年間に約2万人、下田市では平成27年から令和元年の5年間に33人の方が自らのいのちを絶っています。
進級や卒業、就職や転居など3月は生活環境が大きく変わり、ストレスや不安を抱えやすい時期であり自殺者数も増加する傾向にあります。そのため、国は3月を「自殺対策強化月間」と定め、いのちの大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの相談先などを知ってもらうための取組を実施しています。ストレスが重なっているときなどは誰もがこころのバランスを崩すことがあります。そのようなときは身近な人に話を聞いてもらいましょう。また、身近な人に相談しにくい内容は、専門の相談窓口があります。ぜひご利用ください。

いつもの様子が続く
そんなとき
ちょっと気にかけてみる
声をかけてみる

その声から、ゲートキーパーへの第一歩。

ゲートキーパーとは
悩んでいる人に対して、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげる、守る人のこと。

相談窓口や自殺対策の取り組みなどの情報を掲載しているサイトです。 **宝もろうぶところ**

宝もろうぶところ

0570-064-556

0120-279-338

03-3868-3811

0120-279-226

050-3655-0279

環境対策課（清掃センター内）に注射済証明書、注射済票発行手数料（550円）を持参の上、必ず注射済票（骨型のマーク）の交付を受けてください。この交付を受けないと手続完了となりません。

※その他、犬の死亡や登録内容に変更が生じたときにも届出が必要です。

病気等により注射ができない場合は、動物病院が発行した注射済証明書と環境対策課（清掃センター内）へ提出してください。

飼い主の皆さまへ

フンや鳴き声、におい等の苦情が寄せられています。フンは自分の敷地内で済ませましょう。また、散歩をするときはフンの処理道具を携帯し、必ず飼い主が持ち帰りましょう。

犬を放し飼いしては いけません！

家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずひも（リード等）を付け、放さないようにしましょう。小型犬

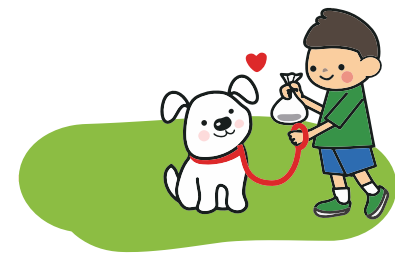
であっても、犬が苦手な人にとっては、放し飼いの犬は恐怖の対象になり得ます。自分のことだけでなく周りの人のことも考えた節度ある行動を心がけましょう。

必ず鑑札・注射済票をつけましょう。

首輪等に鑑札、注射済票を付けてください。万一、迷子になった場合や災害時に迷子札の役割も果たします。

※犬の未登録や予防注射の実施、鑑札、注射済票の未装着は狂犬病予防法違反です。該当する場合は、20万円以下の罰金が規定されています。

問合せ先
環境対策課（清掃センター内）
☎22213



固定資産税に関するお知らせ

令和3年度の土地や家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧ができます

問合せ先 税務課資産税係（窓口）☎22218

土地及び
家屋価格などの縦覧

固定資産税の納税者が、自らの土地や家屋の令和3年度の固定資産税評価額について周辺の土地や家屋と比較することにより、評価額が適正かを判断していただく制度です。
縦覧することができ方

固定資産税を納めている方

（納税者）とその同居家族、納税者の委任を受けた方及び納税管理人

縦覧期間
4月1日（木）～4月30日（金）

手数料 無料

本人確認 運転免許証など本人確認できるものの、認め印、委任状（代理の場合）

固定資産課税台帳の縦覧

令和3年度の固定資産税算出の基礎となる課税台帳を確認できます。
縦覧することができ方

納税義務者とその同居家族、